

四日市港管理組合建設工事発注標準

(令和5年6月1日適用)

建設工事の発注標準は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事の工事種別について、四日市港管理組合建設工事発注標準策定要領（以下「要領」という。）に基づき別表のとおり定めるものとします。

なお、総合点は、三重県建設工事発注標準に基づき算定された総合点の点数を適用します。

※参考（三重県における総合点の算定）

- (1) 総合点は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（P）（以下「経営事項評価点数」という。）に技術等評価点数を加算又は減算して得た点数とします。

$$\text{総合点} = \text{経営事項評価点数} + \text{技術等評価点数}$$

- (2) 経営事項評価点数は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの審査基準日（当該業者の決算日等）における経営事項評価点数を適用します。なお、この期間中に許可行政庁の経営事項審査を受けていない者にあつては、経営事項評価点数を最低点（1点）とします。

- (3) 技術等評価点数は、以下の式により算出するものとします。

$$\begin{aligned} \text{技術等評価点数} = & \text{① 工事成績による点数} \\ & - \text{② 資格（指名）停止期間による点数} \\ & + \text{③ 環境マネジメントシステム導入による点数} \\ & + \text{④ 品質管理マネジメントシステム導入による点数} \\ & + \text{⑤ 契約後 VE 制度提案採用件数による点数} \end{aligned}$$

① 工事成績による点数

三重県が発注する工事で、対象期間に完成認定を受けた工事種別毎の工事成績の平均点（小数点第2位以下切り捨て）に応じた表1の点数の欄に掲げる点数を加算します。

また、土木一式工事については、工事成績が安定して優秀な者に対して別途加算します。（過去3年間の対象工事成績が3件以上あり、その平均点が80点以上かつ個々の工事成績が75点以上の場合に、15点の加算を行います。）

対象期間は表2の工事種別毎に定める期間とします。

表 1

| 工事成績 | | 点 数 | 工事成績 | | 点 数 |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 0 | 50 | −20 | 75 | 80 | 10 |
| 50 | 55 | −15 | 80 | 85 | 20 |
| 55 | 60 | −10 | 85 | 90 | 30 |
| 60 | 65 | −5 | 90 | 95 | 40 |
| 65 | 70 | 0 | 95 | 100 | 50 |
| 70 | 75 | 5 | | | |

表 2

| 工事種別 | 対象期間 |
|------------------------------|-------------------------------|
| 土木一式工事、電気工事 管工事、舗装工事、造園工事 | 令和元年10月1日 から 令和4年9月30日 |
| 建築一式工事 | 平成29年10月1日 から 令和4年9月30日 |

② 資格（指名）停止期間による点数

対象期間（令和2年10月1日から令和4年9月30日まで）に資格（指名）停止を受けた月数（1ヶ月未満の期間は1月とする。また、月数に少数点以下の数値がある場合は1月に切り上げるものとする。）を5倍した点数を減算します。

ただし、減算は120点を上限とします。

③ 環境マネジメントシステム導入による点数

ISO14001 認証取得、又は M-EMS（みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード）認証取得に対して、希望するすべての格付け対象工事種別ごとに表3の点数を加算します。

表 3

| 環境マネジメントシステム | 点数 |
|--------------|----|
| ISO14001 | 3 |
| M-EMS ステップ1 | 2 |
| M-EMS ステップ2 | 5 |

なお、ISO14001、M-EMS ステップ1 及び M-EMS ステップ2 の重複加算は行いません。（重複して取得の場合は、ISO14001 の点数を加算します。）

④ 品質管理マネジメントシステム導入による点数

ISO9001：2008（JIS Q 9001：2008）認証取得又は ISO9001：2015（JIS Q 9001：2015）認証取得に対して、認証工事種別毎に3点を加算します。

※③及び④の ISO 認証については、日本における認定機関である公益財団

法人日本適合性認定協会（JAB）または JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関で認証を受けたものとします。

※③の M-EMS 認証については、一般社団法人 M-EMS 認証機構により認証を受けたものとします。

※③及び④の認証取得又は抹消による加算又は減算の技術等評価点数への反映は、三重県への届出の受付月（ただし、月の末日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日にあたる場合は、これらの翌日をその期限とします。）の翌々月 1 日とします。

⑤ 契約後 VE 制度提案採用件数による点数

対象期間（令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで）に契約後 VE 制度で提案が採用された企業に対しては採用 1 件に対し 1 5 点を加算します。

また、共同企業体の構成企業に対しては、それぞれに 1 0 点を加算します。

ただし、加算は 3 0 点を上限とします。

(4) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事又は造園工事の各工事種別以外の工事で、経営事項評価点数を適用して発注する場合は、令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日までの審査基準日（当該業者の決算日等）における経営事項評価点数を適用するものとします。

(5) (2)及び(4)の期間中に、複数の審査基準日を有する者の審査基準日は、より直近のものを採用します。

ただし、本発注標準による格付け通知後に提出された決算日変更に伴う経営事項評価点数又は合併後第一期経審並びに外国子会社経審の経営事項評価点数は採用しません。

(6) 経営事項審査項目の変更に伴う再審査を受審し、(2)の期間中の経営事項評価点数に変更が生じた際の取扱いは、別途定めるものとします。

別 表

1〔土木一式工事〕

| 区分 | 設計金額 | 格付け基準 |
|----|--------------------------|---|
| A | 3,000 万円以上 | ① 総合点 840 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績) |
| B | 2,000 万円以上 7,000 万円未満 | ① 総合点 760 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上 (うち 1 名の公共工事の主任技術者の実績) |
| C | 2,500 万円未満 | 上記以外のもの |

2〔建築一式工事〕

| 区分 | 設計金額 | 格付け基準 |
|----|----------------------|---------------------------------|
| A | 5,000 万円以上 | ① 総合点 810 点以上 ② 1 級技術者 3 名以上 |
| B | 1,500 万円以上 1 億円未満 | ① 総合点 750 点以上 ② 1 級技術者 1 名以上 |
| C | 5,000 万円未満 | 上記以外のもの |

3〔電気工事〕

| 区分 | 設計金額 | 格付け基準 |
|----|------------|---------------------------------|
| A | 1,500 万円以上 | ① 総合点 770 点以上 ② 1 級技術者 3 名以上 |
| B | 3,000 万円未満 | 上記以外のもの |

4〔管 工事〕

| 区分 | 設計金額 | 格付け基準 |
|----|------------|---------------------------------|
| A | 1,500 万円以上 | ① 総合点 780 点以上 ② 1 級技術者 3 名以上 |
| B | 3,000 万円未満 | 上記以外のもの |

5 [舗装工事]

| 区分 | 設計金額 | 格付け基準 |
|----|------------|---|
| A | 500 万円以上 | ① 総合点 830 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績) |
| B | 2,000 万円未満 | 上記以外のもの |

6 [造園工事]

| 区分 | 設計金額 | 格付け基準 |
|----|----------|---------------------------------|
| A | 全て | ① 総合点 720 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上 |
| B | 700 万円未満 | 上記以外のもの |

注 1) 区分への格付けは、別表に示す格付け基準のすべての条件を満たして
なくてはなりません。

注 2) 1 級技術者とは、建設業法の各業種で必要とする監理技術者となり得る
国家資格の有資格者をいいます。

ただし、舗装工事については 1 級舗装施工管理技術者も、1 級技術者の
有資格者とします。

注 3) 舗装工事において、2 級建設機械施工技士（ただし、種別は第 3 種、第
4 種、第 5 種に限る。）又は 2 級舗装施工管理技術者は 2 名で 1 級技術者 1
名相当とします。

注 4) 公共工事の主任技術者の実績は、基準日（令和 4 年 1 1 月 1 日）から見
て過去 5 年以内に完成（引渡し）をした工事を対象とします。

また、現場代理人としての実績を有する者も可とします。

注 5) 詳細な運用については、別途定めるものとします。